## 今後の主権者教育の推進に向けて - 主権者教育推進会議 -

背景

- 教育基本法第1条(教育の目的)及び同法第14条(政治教育)に基づき、<u>これからの社会を担う子供たちに、平和で民主的な国家及び社会の形成に</u>参画するために必要な資質・能力を育成するための取組を推進することが重要。(このような動きは、諸外国、OECDの教育改革の方向性とも軌を一にする)
- 〇 特に、平成27年の公職選挙法等の改正による選挙権年齢が満18歳に引き下げられ、令和4年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられることを踏まえ、新学習指導要領の下で、主権者教育の一層の充実を図ることが求められている。
- 主権者教育推進会議としては、<u>新学習指導要領の下、主権者として必要な資質・能力を、各学校段階における学びを通じて、あるいは家庭や地域における</u>学びを通じて、社会総がかりで児童生徒に育成する観点から、今後の主権者教育推進の方向性について提言をまとめたもの。

#### 主権者教育をめぐる課題

#### 【学校教育】

・ 主権者教育に関する内容の充実を図った新学習指導要領等の下、①<u>学校段階等間の円滑な接続</u>、②<u>教育課程全体を通した指導の充実</u>、③<u>現実社会の諸課題を扱った指導の充実や関係機関との連携の推進</u>等が求められている

#### 【家庭、地域における教育】

- 家庭における教育としては、人格形成の基礎が培われる幼少期から、社会との関わりを意識する機会を増やすことが求められている
- ・ 地域における教育としては、地域の構成員の一人として、主体的に参画できる機会を増やすことが求められている
- ・ 学校、家庭、地域など多様な主体の連携・協働による取組の推進が求められている

#### 【メディアリテラシーの育成】

主権者教育の充実に向けたメディアリテラシーの育成を学校・家庭において図ることが求められている。

#### 主権者教育推進の方向性-提言-

## (1)各学校段階での主権者教育の充実

#### モデル校での実践研究の推進 児童生徒向け副教材や教師用指導資料の開発

- ・小・中学校、高等学校、大学での主権者教育の充実
- ・幼児期から高等学校段階までの学習の円滑な接続
- ・教科等横断的な視点に立ったカリキュラムの開発
- ・大学における選挙啓発に向けた取組や、主権者としての 意識の涵養に向けた好事例の収集と横展開

### (2)家庭、地域における主権者教育の充実

# 親子連れ投票の推進等普及啓発活動の実施、家庭教育支援の充実、多様な主体の連携・協働の取組支援

- ・保護者への学習機会の提供、親子参加型の行事の実施への支援
- ・総務省等の機関・PTA団体等との連携による親子連れ投票の 推進など主権者教育に関する普及啓発活動の実施
- ・地域学校協働活動やコミュニティスクール、公民館等の社会教育 施設における取組事例の収集と横展開

## (3)主権者教育の充実に向けた メディアリテラシーの育成

### モデル校での効果的な指導方法の開発 学校、家庭におけるNIE教育の推進

- ・多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要 な情報を収集できるようにするための指導方法の開発
- ・情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なり の意見をもつことや自分たちが社会を作っていくという当事 者意識を持てるようにするための指導方法の開発
- ・学校や家庭でのNIE推進の取組事例の収集と横展開